

令和3年経済センサス-活動調査（確報集計）

令和5年6月27日公表
徳島県政策創造部統計データ課

結果の概要（徳島県）

経済センサス-活動調査（確報集計）による令和3年6月1日現在の本県の企業等の数は25,044企業（全国の0.7%）、民営事業所（以下「事業所」という。）の数は34,119事業所（同0.7%）、従業者数は304,530人（同0.5%）となっている。

1 事業所及び従業者に関する集計

（1）産業大分類別（表1）

産業大分類別に事業所数をみると「卸売業、小売業」が8,413事業所（全産業の24.7%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が3,903事業所（同11.4%）、「建設業」が3,226事業所（同9.5%）などとなっている。

従業者数をみると「卸売業、小売業」が58,794人（同19.3%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が58,082人（同19.1%）、「製造業」が52,660人（同17.3%）などとなっている。

1事業所当たり従業者数をみると「製造業」（22.6人）が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」（18.5人）などとなっている。一方「不動産業、物品賃貸業」（3.0人）が最も少なく、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」（3.6人）などとなっている。

売上（収入）金額は「製造業」が1兆8,657億円と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が1兆6,640億円などとなっている。

（2）経営組織別（表2）

経営組織別に事業所数をみると「個人経営」は12,638事業所（事業所全体の37.0%）、「法人」は21,254事業所（同62.3%）、うち「会社」は17,217事業所（同50.5%）となっている。

従業者数をみると「個人経営」は30,885人（従業者全体の10.1%）、「法人」は272,718人（同89.6%）、うち「会社」は205,681人（同67.5%）となっている。

（3）市町村別（表3）

市町村別に事業所数をみると、徳島市が13,678事業所（事業所全体の40.1%）と最も多く、次いで「阿南市」が2,805事業所（同8.2%）、「鳴門市」が2,477事業所（同7.3%）などとなっている。

従業者数をみると「徳島市」が129,223人（従業者全体の42.4%）と最も

多く、次いで「阿南市」が29,832人（同9.8%）、「鳴門市」が22,572人（同7.4%）となっている。

（４）都道府県別（表４）

徳島県の事業所数が全国に占める割合は0.7%で、従業者数は0.5%となっている。

（５）従業上の地位別（表５）

従業上の地位別に従業者数の内訳をみると、「雇用者」が26万1千人（従業者全体の85.8%）、「有給役員」が2万6千人（同8.7%）、「個人業主・無給の家族従業者」が1万7千人（同5.5%）となっている。

「雇用者」の内訳をみると、「無期雇用者」が19万1千人（従業者全体の62.8%）、「無期雇用者以外の雇用者（※）」が7万人（同23.0%）となっている。

※「無期雇用者以外の雇用者」とは、「（常用雇用者）有期雇用者」と「臨時雇用者」を合算したものである。

2 企業等に関する集計（表６）

本県に本所がある企業等の数は25,044企業となっている。また、令和2年1年間の売上（収入）金額は4兆2,719億円、純付加価値額は9,870億円となっている。

なお、国及び地方公共団体を含む事業所数は35,626事業所、従業者数は338,737人である。（表7）

利用上の注意

1. この「結果の概要」は、新たに公表した確報集計結果に基づき作成したものであり、令和4年5月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行っている。
 - ① 日本標準産業分類大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
3. 令和3年経済センサス-活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも2021年6月1日を調査日として実施している。
4. 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
5. 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
6. 甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は2020年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

7. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

8. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
9. 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」で表した。
10. 「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
11. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。
このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

12. 甲調査の調査対象の事業所（企業等）は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。
このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができないことから、平成28年経済センサス-活動調査結果については「参考」と表章している。
集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

用語の解説

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従事者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう(定年まで雇用される場合を含む。)

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

3. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業所の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

4. 経営組織

ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(7) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。
次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。
例えば独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。
法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。
例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいう。

5. 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

6. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として企業全体の2020年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に準じて分類している。

7. 売上(収入)金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

8. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

ア 企業全体の純付加価値額

(ア) 基本的な計算式(次の(イ)(ウ)以外の場合)

$$\text{純付加価値額} = \text{売上(収入)金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(イ) 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

(ウ) 「政治団体」及び「宗教」

$$\text{純付加価値額} = \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の外伝では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値